

第39回豊島廃棄物処理協議会

日時：平成29年8月6日（日）13:00

場所：ルポール讃岐2階 大ホール

I 出席協議会員（16名）

①学識経験者

（会長）岡市友利、（会長代理）高月紘

②申請人らの代表者

大川真郎、石田正也、中地重晴、○山本彰治、濱中幸三、安岐正三、石井亨

③香川県の担当職員等

田代健、中村貴紀、岡興司、田中一裕、大森利春、○武本哲史、井元浩司

※○印は議事録署名人

II 傍聴者

①豊島3自治会関係者 7名

②公害等調整委員会審査官 近藤紗世

③報道関係 4社（朝日新聞、四国新聞、読売新聞、毎日新聞）

III 議事

司会から、次の報告があった。

- ・ 県側処理協議会員の変更（中村協議会員、岡協議会員）
- ・ 公害等調整委員会から近藤審査官の出席

岡市会長挨拶（要旨）

- ・ 豊島廃棄物等の処理については、調停条項に従い、共創の理念によって、着々と事業を進めてきた。今年3月28日に豊島の廃棄物の搬出を終えて、6月12日に直島での処理を完了した。それによって、7月9日には処理完了式典が直島で開催された。13年余、730億円の費用を要した事業は、一応、一つの段落を経たわけである。
- ・ その後については、まだまだ多くの仕事が残っている。のちほど県から詳しい説明があると思うが、今後の事業は、施設の撤去や地下水浄化などがある。県においては、引き続き安全第一、環境保全第一の緊張感を持って事業を進められることを願う。
- ・ 本日、協議会の皆さまにおかれては、率直かつ活発に意見を交換されて、双方の信頼関係を一層深め、今後の実りある成果を得て、豊島事業を、これはまだかなりの年数を要するけれども、それを終えていきたいと思っている。本日の協議会の進行にご協力のほど、よろしく願います。

議題

(1) 協議会の運営

- ・議事録の署名人に、山本協議会員、武本協議会員を指名し、了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

(2) 豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会及び関連検討会の構成と活動内容

○県側

- ・豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会は、地下水及び雨水の管理と対策や、中間処理施設及び豊島内施設の管理並びに施設撤去に係る計画の策定及び実施、さらに各種の試験、計測、モニタリングに係る事項などについて指導、助言、評価等を行う委員会である。
- ・次に、その内部組織として設置している検討会である。フォローアップ委員会の所掌事務のうち、豊島処分地地下水・雨水等対策検討会は、豊島処分地の地下水及び雨水の管理と対策等について、また、各種の試験、環境計測、モニタリングの実施、結果の評価等もお願いすることになる。
- ・フォローアップ委員会の所掌事務のうち、豊島事業関連施設の撤去等検討会は、中間処理施設及び豊島内施設並びに豊島処分地の管理について、指導、助言等をお願いする。
- ・フォローアップ委員会の設置要綱及び委員等の名簿、地下水・雨水等対策検討会の設置要綱及び委員名簿、撤去等検討会の設置要綱及び委員名簿は資料のとおりである。

(3) 豊島廃棄物等の最終の処理済み量及び副成物等の現在の状況

○県側

- ・この資料は、7月9日に開催した第46回豊島廃棄物等管理委員会に提出し、報告したものである。
- ・豊島廃棄物等の処理は、先ほどの会長の挨拶にもあったとおり、今年6月12日に完了した。また、豊島・直島施設のピット内にあった固着物の処理も6月末に完了したことから、最終の処理済み量を報告するとともに、副成物等の現在の状況についてご報告した。
- ・表1は、6月12日までの処理済み量を年度ごとにまとめたもので、廃棄物等の処理済み量は、911,054トンとなった。
- ・表2は、豊島・直島施設のピット内にあった固着物の処理済み量である。豊島・直島合計で1,319トンとなった。
- ・表3は、体積ベースの処理済み量を示したもので、609,132³m³となった。3ページの図2にあるとおり、16年6月の測量をベースに、掘削前の15年4月時点の暫定的な環境保全措置の地点の地形図を作成して、それと、その下の図3の掘削完了

後の地形図から3Dモデルを用いて算出した数字が、先ほど申し上げた609,132 m³となったということである。

- ・4ページ表4は、全体処理済み量と公調委との比較を示したものである。廃棄物等処理済み量は、体積は609,132 m³、重量は899,128トン。直下土壌については、体積は7,393 m³、重量は13,245トン。合計で、体積が616,525 m³、重量は912,373トンという結果となった。
- ・公調委との差は、廃棄物等で体積は131,532 m³の増、重量は365,768トンの増となっている。また、廃棄物等と直下土壌を合わせた合計の比較では、体積は68,725 m³の増、重量は256,163トンの増となった。
- ・副成物等の現在の状況だが、表5は、各スラグステーションの保管量であって、直島と、それから坂出、高松、オリーブの各スラグステーションにある製砂スラグである。6月30日現在で、合計55,636トンになる。これまでの販売実績を考慮すると、販売完了は平成31年度中の予定と考えている。
- ・溶融スラグ以外の副成物だが、直島環境センター内に、粗大スラグは約8,100トン、仮置土は約2,600トンある。これらは、三菱マテリアル九州工場の保管容量と調整しながら、8月以降に海上輸送し、セメント原料化をする。
- ・また、シルト状スラグは約800トン保管されていて、三菱マテリアル九州工場に陸上輸送し、同じくセメント原料化をする。
- ・その他の鉄や銅は、随時有効利用を図っているところである。
- ・地下水対策で対応している汚染土壌であるが、処分地では、地下水位より下にある土壌の汚染は、ご案内のとおり地下水対策として一体的に対応することとなっている。現在、D測線西側は、地下水位まで地盤を下げたうえで、揚水による浄化を行っている。また、D測線西側以外のエリアにおいても、地下水対策を行ってまいりたいと考えている。

○住民側

- ・1ページ目、直下土壌の処理量のところで、溶融処理というのは、括弧書きで274と264を足して538トンあるというのは、溶融炉のほうもここでカウントするからというお話だったと思う。それであれば、直下土壌のセメント原料化の数字の合計が12,707トンなので、これと溶融処理の次の直下土壌の小計というところも同じ数字になるはずなので、ここを12,707にしないと、溶融炉で処理をした898,046と12,707と、それと301とを足すと911,054になるのだけれども、小計の二つを足し算すると、この数字に合わなくなるので、きちんと内数は内数だという形で、きちんと書き直していただきたいというのが一つである。
- ・それは、年度を追って4ページの表4の全体処理済み量というところの直下土壌の処理量というのを、13,245ではなくて、12,707にしないと、足し算が合わなくなるのではないかとと思うので、もう一度、精査していただきたいと思っている。

どう見ても数が合わなくなるから。

○県側

- ・溶融炉とキルン炉を足した真ん中ぐらいの小計のところの898,046の中に、538が入っていて、直下土壌としては13,245という数字になるので、表のほうの書き方についてはちょっと考えたいと思うが、先ほど中地さんのほうからあった、表4の直下土壌の数字自体は、この13,245は変わらないということでご理解いただければと思う。

○住民側

- ・899,128と13,245というのを足し算したら、合うのか。処理量としては、要するに、廃棄物ピット内固着物の1,319と、911,054という処理量を足し算して、912,373になると思うが、表4は合っているので、表1のほうをちょっと、内数のところを修正してもらったら数は合うという。はい、わかった。
- ・もう一つ質問だが、5ページの溶融スラグの各スラグステーションで保管をしている量が55,000トンあって、あとは、まだ、これ以外に、この文章を読んでいると、直島のセンターにまだ3,000トンあって、それを高松に持って行って、平成31年度までかかって販売をするということだけれども、これの管理というのは、結局、フォローアップ委員会がするという事によろしいか。それとも、県が管理をするという話か。

○県側

- ・所管は廃棄物対策課です。それから、フォローアップ委員会の中の所掌事務の中にも、製砂スラグに関することはあるので、その中で、フォローアップ委員会の中でもご指導賜るといことになろうかと思う。

○議長

- ・よろしいだろうか。

○住民側

- ・はい。

(4) 処分地内の地下水等対策と安全対策に伴う応急的な整地

○県側

- ・この資料については、7月30日に京都で開催した、第1回豊島関連施設の撤去等検討会に提出して、審議・了承いただいたものである。
- ・現在、豊島処分地においては、廃棄物等が掘削・除去され、多数のつぼ掘りが残されているところだが、つぼ掘りの側面部分では、風雨による浸食を受けて、周辺の地盤が脆くなっており、崩落も生じている。こうしたことから、7月9日に開催された第46回管理委員会において、処分地内の応急的な対応が決定された。
- ・その管理委員会での決定内容は次のとおりである。①排水基準を超過するつぼ掘り、

並びに環境基準以上で排水基準未満のつぼ掘りに対しては、地下水対策等の実施に対応した整地を行うこと。②それ以外のつぼ掘りに対する対応は、撤去検討会で検討を行い、決定すること。③整地を行う場合は、第27回排水・地下水等対策検討会で了承された切盛土工による対応を採ること。

- この決定事項に基づき、7月30日の第1回豊島関連施設の撤去等検討会において、②それ以外のつぼ掘りに対する対応、つまり、地下水対策等の実施に対応した整地以外のつぼ掘りに対する対応をここで検討したものである。
- なお、当然のことながら、撤去等に関する基本方針や関連ガイドライン、マニュアル等に準拠して工事を実施するとした。
- 下のつぼ掘りの現状である。つぼ掘りの側面部分では、表面水が流入する際、軟弱な地層を洗掘して、オーバーハング箇所が多数できており、地中内が空洞化している箇所もあるなど、非常に危険な状態になっている。また、草が繁茂して、平地とつぼ掘りの境がわかりにくいといった状況にある。写真1は、洗掘による崩壊箇所がオーバーハングになっている様子が見てとれると思う。
- 2ページ写真2は、元々、平地であった箇所が、洗掘を受けて崩壊している様子、その下の写真3は地中内に空洞が生じて、誤って踏み抜くと落ちてしまうようになっている様子、それから、3ページ写真4は繁茂した草でつぼ掘りの境がわからないといった様子が見てとれると思う。
- このようなつぼ掘りの現状から、区画の整理を行い、整地の検討を行った。
- まず、工事用道路等も含んだ地下水対策を行う区画、二つ目に地下水対策工事や対策実施中の管理上、対応が必要な区画、三つ目に見学者等の安全確保が必要な区画に分けて整地を行う区画の整理を行った。
- なお、処分地への管理下に置かれていない人の侵入、つまり、県や豊島住民会議に連絡なく処分地に勝手に入った人が、落ちてけがをするという事故等を防止するという観点からも、つぼ掘りは全て整地する方向で対応したいと考えている。
- 4ページA3の資料は地下水対策を行う区画を表した資料である。これまでの調査において排水基準値を超過していたつぼ掘りについてだが、赤色で塗りつぶした区画については、可能な限り水質を再確認し、排水基準値の超過が確認された場合は、井戸側を設置し、周囲をつぼの底から地下水面までを透水係数の高い花崗土で埋め戻すことで透水性を確保して、作業に問題のない高さまで流用土で埋め戻して、揚水設備を設けることとする。
- なお、作業を行ううえで必要な工事用道路、施工ヤードは整地により確保することとする。その箇所が平面図の緑色で塗りつぶした区画である。
- また、概況調査⑲、⑳及び㉔の区画のつぼ掘り、これは平面図でいうと桃色ハッチ、桃色の斜線のところであるが、同検討会において、比較的高濃度の汚染が確認された部分を掘削し、高濃度地点から広く揚水できる素掘り穴にすることで、効率的に浄化

を行うことができるか確認することになっている。

- ・ 5 ページは、地下水対策工事や対策実施中の管理上、対策が必要な区画である。表面水の流入やたまり水による洗掘を受けて、つぼ掘り側面部に崩壊が見られており、転倒・転落の恐れがある。また、つぼ掘りが密集しているところでは、場内巡回や水中ポンプの設置、撤去等の作業を行ううえで、直掘りされたつぼ掘りの側面を歩くこともあり、安全な作業環境の確保が必要となる区画で、平面図の中では、黄色で塗りつぶした区画である。
- ・ 6 ページ図 3 が、見学者等の安全確保が必要な区画である。つぼ掘りの側面は直掘りが多く、安定勾配が確保されていないため、崩壊の恐れが非常に高く、一部では表面水の流入、たまり水による洗掘を受けて、側面部に崩壊が見られる。また、草が繁茂し、平地とつぼ掘りの境や起伏が分かりにくくなっており、転倒・転落の恐れがある。場内には見学者等が入ることもあることから、管理者として安全確保のため整地を行うとする区画で、平面図の中では水色で塗りつぶした区画である。
- ・ 7 ページ図 4 の平面図は、これまでご説明した (1) から (3) の 3 つの目的において、処分地内の応急的な整地を行うこととし、それを整理したものである。なお、埋戻し土については、平面図の茶色のハッチ、斜線で表した区画であるが、つぼ掘り周辺の切土により確保し、TP 2. 8～2. 9 m の高さで整地を行うこととする。
- ・ 8 ページ記載の整地工事については、一般土木工事の仕様書に基づき発注を行う。スケジュールについては、9 月末から 10 月にかけて公告・入札を行い、11 月から来年 1 月にかけて整地工事を行いたいと考えている。

○住民側

- ・ 見学者対応だけでも、ちょっといま私も具体的に、見学者がこの処分地内のどこまで入っているかよく分からないのだが、緑色のところまでは、今後、見学者が入って中を見ることができるという理解でいいのか、例えば、立ち入りブース区域みたいなものを付けるのかどうか、そのへんの見学者対応の関係では、どういうふうと考えられているのかというのを確認したい。

○県側

- ・ 現在、見学者の見学の要望があった場合、住民会議さんなり、県のほうを通じて、最終的には連絡が県のほうにある。それを受けて、基本、処分地内を見学したいという場合には、県の職員が必ず同行させていただくということを原則としている。
- ・ それを受けて、当然ながら、危ない箇所については、近くで指示をさせていただきたいという形で対応しているところだが、こういった話は、実は、前回の撤去の検討会だったかと思うが、危険な箇所について案内をどうするかというお話もあって、できたら、この範囲を見学してくださいといったものを住民会議さんのほうにもお渡しして、できるだけ変な所に入らないとかいった形の対応を、お互いに県と住民会議で取れたらいいなと考えている。

○議長

- ・よろしいだろうか。

○住民側

- ・はい。

○住民側

- ・今もう、廃棄物を出し終わって、まだ施設の解体もしていない中で、県の職員はこの処分地の管理をどのような体制でやられているのか。毎日来られているということでもないが、そのへんをちょっと説明お願いしたい。

○県側

- ・まず、場内の巡回だが、高度排水処理施設を管理している業者に、1名増員をお願いして、場内巡回に対応できる体制にしている。県の職員については、不定期に、必要に応じて処分地に行って、そこで同じく巡回等をやっているところだが、当然ながら見学者対応で、見学者が処分地を見たいという場合は、必ず県の職員が対応させていただいている。

○議長

- ・私からちょっと伺いたいのは、その資料3の1ページ、2ページ、3ページに、いろいろなつぼ掘りの現状が写真で示されている。それは、6ページのこのブルーの、つまり、見学者等の安全確保が必要な区画、これにだいたい当たっているわけなのか。
- ・例えば1ページでオーバーハングの箇所がある。2ページはつぼ掘りの現状で、空洞がある。3ページでは草が繁茂したつぼ掘り、これは特に歩いていたらわからない。これは、6ページの水色のところに相当しているのか。

○県側

- ・典型的な状況ということで、最初のところに記載している。それは6ページのところのものというわけではないが、同様に、6ページの中に写真をふきだして付けており、同じように草が繁茂して、つぼ掘りが見えない状況とか、崩れている状況は、やはり6ページの水色で塗りつぶしたつぼ掘りも同様の形になっている。

○議長

- ・このへんをよく注意して、よろしくをお願いしたい。そのほか、何かご質問は。

○住民側

- ・7ページの図で、これでならしていくとTP2. 8~2. 9mに、斜線の部分と、それから黄色や緑、赤、水色のところがそのような形でならされていくということだが、それ以外のところだったら、東側トレンチの西側というのか、かつて仮置きヤードとか混合面があったところは、TPの5近くなのか。5か4. 5。

○県側

- ・5まではいかない。

○住民側

- ・ 4. 5 ぐらい。だから、その 2. 8 とか 2. 9 とかというところとの擦り合わせというのには要るのでは。
- ・ 北側の部分では 2. 8 で、矢板側の天場が 4. 5 ぐらいか。6. 5 ぐらいになるのか。天場と北海岸の道路側というのは、そのぐらいで斜めになっている。
- ・ だから、北側は、一番高い、平均の人間が歩くところは 6. 5 m ぐらい、矢板の内側というのは 2. 8 m ぐらいになるわけか。そういう理解でいいのか。

○県側

- ・ たちまちの整地については、北側だと元の道路、遮水壁の天側のところから、それと、整地して出た 2. 8 の高さまでのそれだけの差があるような状態で、当面は残っているということになる。

○住民側

- ・ はい。そして、それから、東側トレンチと西側というのは、仮置きヤードと混合面があったところは、現在 4. 5 ぐらいか。

○県側

- ・ 4 m ぐらい。

○住民側

- ・ 4 m ぐらいで、ほかのところというのは、その西側、今回、穴を埋めてならしていくとか、2. 8 とか 2. 9 というのは、それは自然勾配にするということか。

○県側

- ・ おっしゃるとおり。それまでの当面の間は、自然勾配である。

○住民側

- ・ わかった。

○住民側

- ・ 今のことに関連して、雨水の管理というのは、どうなるのか。平地で 2. 8 ～ 2. 9 というふうにならすと、雨が降った場合、つぼ掘りの穴にみんな水が入るような状態になるのか、それとも、どこかに抜くような形で水路的なものをつくるのかというのを、どうお考えか。

○県側

- ・ 京都での検討会でもそういった議論があったので、排水を、井戸をつくるとか、どうするのかについては、次の地下水・雨水等対策検討会でご議論賜って、そういったところも含めて検討していきたいと考えている。

(5) 専用栈橋及び周辺設備の撤去工事に関する検討

○県側

- ・ この資料についても、7月30日に開催した第1回豊島関連施設の撤去等検討会に提

出し、ご審議いただいたものである。

- ・豊島と直島の専用栈橋は、これまで約14年間使用し、この間、栈橋維持管理の一環として現況調査を2回実施し、調査結果を基に補修工事等を行ってきた。
- ・また、豊島側の専用栈橋においては、周辺設備として、汚染土壌の積み替え用の仮設テント、搬出用のベルトコンベアを平成25年に設置した。
- ・今回、廃棄物等の搬出が完了したことに伴い、地元関係者から豊島側の専用栈橋の早期撤去について強い要請を受けたことから、専用栈橋と周辺設備の撤去について検討した。
- ・なお、この工事も、昨年度作成した、撤去等に関する基本方針や関連のガイドライン等に準拠して実施することとする。
- ・2ページ、豊島側の専用栈橋であるが、現在、中間保管・梱包施設と特前施設の除去除染作業を進めており、その後、解体工事を実施するが、工事期間の平成30年1月頃までは、その施設撤去廃棄物等の搬出に使用し、その後は、トレンチドレーンの搬出に使用する予定となっている。
- ・(2)は、地元関係者との調整内容である。豊島栈橋は、これまで地元関係者との協議・承諾のもとで使用していて、処理が延びた際も、使用期限の延長についてご承諾いただき、専用栈橋を使用してきた。今回、廃棄物等の搬出が完了したことで、栈橋の早期撤去についての要請、具体的には、中間保管・梱包施設の撤去が終われば、早急に栈橋を撤去してほしいとの要請を受けた。
- ・次の(3)は、撤去に係る発注仕様書の考え方である。現在、撤去工事の発注仕様書の作成準備中ですが、その作成に当たっての考え方を①～⑤のようにまとめた。
- ・まず、①は作業従事者の安全確保で、栈橋は海上の土木構造物なので、そのことを考慮して作業従事者の安全を確保する。
- ・次に②、周辺設備の清掃である。周辺設備は、先ほど言ったベルトコンベアとか積み替え施設のことだけでも、汚染土壌の搬出に使用していたので、堆積物の状況に応じて除去作業を実施する。
- ・なお、この周辺設備で搬出した汚染土壌は、ダイオキシン類やPCBによる汚染はなかったもので、これらによる周辺設備の汚染もないということにはなる。
- ・また、専用栈橋については、廃棄物等の運搬に用いたコンテナダンプトラックのタイヤ洗浄等が徹底されていたので、汚染はないと判断されるが、清掃作業は実施したいと考えている。
- ・次に③、環境保全対策である。周辺環境への影響が低減される工法や対策を検討し、実施してまいりたいと考えている。
- ・次に④、撤去に係る環境計測である。専用栈橋について、海上の土木構造物の撤去作業中の周辺環境への影響を考慮し、環境計測を実施してまいりたいと考えている。
- ・3ページ⑤の情報公開である。これまでの豊島事業における姿勢を踏襲して、情報公

開を実施したいと考えている。

- ・次に、(4)は撤去工事の工程である。現在、発注仕様書の作成準備中で、9月頃までに作成したいと考えている。
- ・4ページ、直島側の専用栈橋である。こちらも、現在、中間処理施設の除去除染作業を進めているところで、来年度は解体工事を実施するが、今後、平成31年3月頃までは、その施設撤去廃棄物等の搬出に使用する予定である。
- ・豊島側の栈橋撤去に係る検討結果を踏まえて、今後、発注仕様書を作成する予定である。栈橋の撤去の時期は、平成31年4月以降の予定である。
- ・以上が資料の説明だが、この資料については、7月30日の第1回豊島関連施設の撤去等検討会における審議の中で、委員の先生より、栈橋を撤去してほしいとの地元関係者からの要請は理解できるが、将来的に、高度排水処理施設の解体撤去なども想定されることから、栈橋の撤去時期等について、原案を含め、さらに整理する必要があるとのことご意見を賜ったことから、再度、フォローアップ委員会等でご審議いただくこととなった。
- ・また、当日、ご出席いただいた豊島住民会議の方から、栈橋の早期撤去の要請を県が受けている事実を知らなかったというご意見も頂いたので、この資料については、検討会でまだご了承いただいた内容ではないが、本日、この処理協議会の場で資料の説明をさせていただいた。

○住民側

- ・撤去の検討会のときにも申ししたが、解体作業等の進行状況について、きちんと情報公開をして決めていただきたいということで、今日は提案がなかったわけけれども、現在のああいふ処理情報のホームページをどのように変えていくのかという提案が、処理協議会であってもいいとは思っているので、そのへんのご検討をお願いしたいと思う。

○議長

- ・はい。たぶんこれは、これからフォローアップ委員会等で議論されて、十分、鈴木委員さんのご意見なども聞かれて、話を進めていかれる。そういうことでしょうね。

○県側

- ・はい。栈橋等の撤去等につきましては、鈴木先生のご意見も賜りながら、それから、情報公開の方法についても、フォローアップ委員会の中でご審議賜りながら、進めていくものと考えている。

○議長

- ・それと、やはりこれは、かなり漁業者との関係もあるだろうから、そのへんもよく連絡しながら、工事を進めていただきたいと思います。

(6) その他

○住民側（豊島自治連合会長）

- ・私のほうからは2点、お話しさせていただきたい。
- ・1点は、3月28日に豊島から産業廃棄物並びに直下土壌が搬出された。また、6月12日には、直島において、最終焼却が終わった。豊島の住民の長い間の懸案がここに終了したこと、長い14年間の搬出作業において、県の皆さん方には非常にお世話になった。また、専門家の先生方にもご指導いただいて、無事、大きな事故もなく完了したことを、豊島住民としてお礼を申し上げたい。また、協力会社の皆さま、また直島町の皆さまに非常にお世話になったこと、心よりお礼申し上げて、挨拶させていただく。
- ・それから、第2番目だが、県の完了式典が7月9日に直島町で行われた。豊島の住民は直島のほうにあまり行けなかったので、9月24日に、豊島において、豊島の完了式典を行いたいと思っている。また、ご案内等お出ししたいと思うので、できるだけ多くの方に出席していただいて、住民と一緒に完了を祝っていただければ光栄と思う。よろしく願います。

○議長

- ・これは議論することではないのだが、できれば県側も協力して欲しい。
- ・まだフォローアップ委員会は続いている。まだまだ豊島の地下水問題等は続くと思うけれども、一応、区切りとして、ここで島の人たちの気持ちを表明したい、そういうことだろうか。

○住民側（豊島自治連合会長）

- ・そうである。

○議長

- ・それでは、またそれは、県のほうともご連絡いただいて、県側からもできれば、いろいろ予定もあるだろうけれども、出席をして、島の人たちと一緒にお祝いできたらと私は思う。
- ・かつて私は、亡くなられた児島晴敏さんと、これが終わったら壇山の上で一杯飲もうなど約束したことがある。児島さんは先に亡くなられて残念だけれども、私としても、そのときに児島さんと交わした気持ちというのは、やはり心の中に残っているので、できれば、9月24日に豊島をお訪ねできればと思っている。
- ・そういうことで、また、その節にはよろしく願います。

○住民側（豊島自治連合会長）

- ・はい。ありがとうございます。

高月会長代理挨拶（要旨）

- ・いろいろな方からもご発話があったように、この豊島の事業も一つ、山を越えたところで、これからはまた別の角度で、いろいろな協議が必要になってくるかと思う。特に、豊島側では、跡地をどのように活用していくかという議論がもう少し深まってきた段階で、また県側とも協議をしていく必要があるかと思うので、そのときにまたこの協議会を活用して、いろいろな議論が進められるように、ひとつお願いしたいと思う。
- ・先ほど、9月24日に豊島側で一つの区切りのセレモニーをやるというお話もあったので、着々と進んではいるが、まだ、地下水の問題とか、いろいろ議論していかなければならないし、また協議も必要になってくるので、この協議会で、ぜひまた活発にご議論いただいて、実りのある方向へ進んでいただければ、ありがたいと思う。

○議長

- ・それでは、本日の第39回の豊島廃棄物等処理協議会は、これをもって閉会させていただきます。どうも皆さん、ありがとうございました。

○一同

- ・ありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成 年 月 日

議事録署名人

議 長

協議会員

協議会員